

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和3年5月 21 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第2000405号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第2100012号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年6月1日から昭和54年7月1日まで

請求期間にA社に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主の陳述により、期間の特定はできないものの、請求者が請求期間当時にA社で勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、請求期間後の昭和59年9月19日であり、請求期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、事業主は、請求期間当時の資料は残っていないため詳細は不明だが、請求期間は事業所として厚生年金保険の適用を受けておらず、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかった旨回答及び陳述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和59年9月19日より前に、同社に係る厚生年金保険に加入している者は見当たらないほか、オンライン記録により事業主は請求期間に厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2000418 号
厚生局事案番号 : 関東信越(脱) 第 2100001 号

第1 結論

昭和 25 年 4 月 2 日から昭和 33 年 6 月 21 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(夫)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 4 年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 9 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 25 年 4 月 2 日から昭和 33 年 6 月 21 日まで

私の妻(訂正請求記録の対象者)の年金記録によると、A 社 B 工場(後に、C 社 B 工場)に勤務していた請求期間については、脱退手当金を支給したと記録されている。妻は死亡しているため詳細は不明だが、妻は、一時金として受け取ってはいないと話していたので、請求期間を、年金給付に反映する被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者の脱退手当金は、オンライン記録により、昭和 34 年 8 月 13 日に支給されたと記録されているところ、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りはない上、訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者台帳には、同年 5 月 4 日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険出張所(当時)に回答したことが記録されており、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A 社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、訂正請求記録の対象者の前後に名前がある女子の被保険者のうち、オンライン記録が確認できる 78 人(訂正請求記録の対象者を除く)について脱退手当金の支給状況を確認したところ、被保険者期間が 2 年未満のため脱退手当金の支給対象外である 4 人及び同社 B 工場で被保険者資格を喪失後、概ね 1 年以内に再度厚生年金保険の被保険者となった 20 人を除いた 54 人中 47 人に対し脱退手当金が支給されている。

さらに、上記 78 人のうち訂正請求記録の対象者の被保険者資格喪失年月日（昭和 33 年 6 月 21 日）と同日に資格喪失している者が 10 人確認できるところ、このうち 9 人に脱退手当金が支給されており、他の一人については、A 社 B 工場において被保険者資格を喪失した約 6 か月後に別の事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、昭和 33 年 5 月に同社 B 工場で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し脱退手当金を支給された同僚の一人は、退職前に事業所から脱退手当金についての説明があり、当時は多くの同僚が退職後に脱退手当金を受給していた旨回答している。

加えて、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかつたことを踏まえると、A 社 B 工場を退職後、平成 4 年 9 月まで厚生年金保険の加入記録がない訂正請求記録の対象者が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。